

グリース潤滑船尾管軸受に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編

改正理由

IACS 統一規則 (UR) M52 には、油潤滑を行う船尾管軸受及び水潤滑を行う船尾管軸受の長さに関する要件が規定されており、本会も当該要件を既に関連規則に取り入れている。

しかし、プレジャーボート等の小型の船舶で用いられることのあるグリース潤滑を行う船尾管軸受の長さに関する要件については、規定されていなかった。

そこで IACS では、当該 UR にグリース潤滑を行う船尾管軸受の長さに関する要件を追加し、UR M52(Rev.2)として採択した。

このため、UR M52(Rev.2)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

グリース潤滑を行う船尾管軸受の長さに関する要件を加えた。

改正条項

鋼船規則 D 編 6.2.10